

**鳥取県告示第124号**

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者が営む小型いかつり漁業（総トン数10トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。）に係る許可の申請期間を平成23年3月11日から同月18日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治